

第1章 事業の目的及び運営方針

(目 的)

第1条 身体機能障害があるか、その他活動制限がある状態、廃用症候群のため生活機能低下がある利用者が、個別リハビリテーションを行うことにより在宅生活が継続できるよう、心身機能の回復と生活機能の向上を図ることを目的とする。

(方 針)

第2条 通所リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び個々の利用者に応じたリハビリテーション実施計画に基づき、利用者の心身機能の回復と実用的な在宅生活における諸活動の自主性の向上を図る。

2 通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者とその家族に対し、リハビリテーション実施計画について十分な説明を行う。

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

(職種・員数)

第3条 居宅において自立生活が可能限り継続できるようリハビリテーション等により支援し、生活機能の向上と心身の機能回復を図るため下記の職員を配置する。

- 一 医 師 (管理者兼務)
- 二 看護師、准看護師 (以下看護職員という)
- 三 介護福祉士、介護職員 (以下介護職員という)
- 四 理学療法士及び作業療法士
- 五 支援相談員
- 六 調理員

2 職員定数は下記の通りとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| 一 医 師 (管理者兼務) | 1名 |
| 二 看護職員 | 1名以上 (兼務) |
| 三 介護職員 | 2名 |
| 四 理学療法士・作業療法士 | 2名以上 (兼務) |
| 五 支援相談員 | 1名以上 (兼務) |
| 六 調理員 | 6名以上 (兼務) |

(職務内容)

第4条 職員の職務内容は、次の通りとする。

- 一 施設管理者は、全職員の管理・業務の実施状況の把握・その他の管理などを行い、目的達成に向けて執行する。
- 一 医師は、他の通所リハビリテーション担当職員の指揮監督を行い、又、それぞれの利用者に応じて健康管理及び医療などの適切な処置を行う。
- 二 看護職員は、医師の指示のもと、利用者の病状及び心身の状況に応じ適切な看護・介護業務を行う。又、訓練により向上した諸活動の能力を在宅生活での実用状況に生かされるよう働きかける。
- 三 介護職員は、医師の指示のもと、利用者の日常生活全般にわたる医学的管理下における介護業務を行う。又、訓練により向上した諸活動の能力を在宅生活での実用状況に生かされるよう働きかける。
- 四 理学療法士及び作業療法士は、医師の指示のもと、利用者に対して個別にリハビリテーション実施計画に基づき理学・作業療法業務を行う。
- 五 支援相談員は、指定居宅介護支援事業所と連携を図り、利用者に適切なサービスが提供できるようにする。
- 六 調理員は、施設の管理栄養士の指揮命令を受け、調理業務を行う。

- 2 通所リハビリテーション担当者は、協同してリハビリテーション実施計画書を立案し、これに基づいた個別リハビリテーションの効果、実施方法について適宜評価等を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日・営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりに定める。

- I. 営業日 月曜日～金曜日（但し、土曜日・日祝祭日・及び8月14日、8月15日、12月31日～1月3日を除く）

- II. 営業時間

- ① 基本設定は1時間以上6時間未満とする。

営業時間	8 : 3 0	～	1 6 : 3 0
------	---------	---	-----------

サービス時間	9 : 3 0	～	1 5 : 3 0
--------	---------	---	-----------

第4章 指定通所リハビリテーションの利用定員

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、次のとおりに定める。

- I. 定員20名

第5章 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(機能訓練)

第7条 利用者の生活機能の向上と心身機能の回復を図り、日常生活の自立と在宅生活の継続のため理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションをリハビリテーション実施計画に基づき行う。

(看護及び医学的管理下における介護)

第8条 利用者個々の疾患と心身の状況をもとに、リハビリテーション実施計画に基づき、利用者の目的に沿った適切な技術をもって行う。

2 利用者の入浴・清拭・排泄・食事・整容等の介護サービスを行う。

(食事の提供)

第9条 利用者の食事は、適切な衛生管理のもとに、栄養並びに利用者の病状と身体状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供する。

(その他のサービスの提供)

第10条 施設は、常に利用者の家族との連携を図り、在宅生活の改善につとめることやレクリエーションや各行事等により家族の参加を促し、利用者と家族の交流の機会を確保するよう努める。

(利用料・その他の費用の額)

第11条 基本料金及びその他の利用料金については施設利用料金表に定める。施設は、利用者の負担すべき利用料やその他の費用の名目及び額について提示する。また、通所リハビリテーションサービスの開始時に利用者や家族に具体的に説明し明示する。

(利用料等の受領)

第12条 施設は、通所リハビリテーションサービスを提供した際は、利用者にサービス費の介護保険より支払われる額を控除した額を請求する。

2 施設は、利用者に食費、日用品費・教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等の保険適用外の支払いを受ける場合は、入所者及び家族に対し費用の説明を行い、同意を得る。

第6章 通常の事業の実施地域

第13条 施設の送迎実施地域は、喜多方市、北塩原村（北山、大塩地区）、西会津町（尾登、野沢地区）会津坂下町を実施地域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(指定通所リハビリテーションの基本及び具体的取扱方針)

第14条 利用者の生活機能の向上と心身機能の回復を図り、リハビリテーション実施計画に基づいたサービスを提供し、在宅生活の自立支援に努める。

- 2 サービス提供にあたり、利用者や家族に対して療養上必要なリハビリテーション実施計画書の事項をわかり易く説明し、同意を得る。
- 3 利用者の疾患、心身、認知症の状況及び家庭環境を把握し、適切なサービスに努める。
- 4 施設利用に当たっての具体的留意事項については通所リハビリテーション利用約款に明記する。

(身体の拘束等)

第15条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該通所者または他の通所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 当施設は、当該施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第17条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第18条 通所リハビリテーション担当の医師及び理学療法士・作業療法士、看護職員・介護職員が協力して、利用者の心身の状況、病状、希望及び家庭環境を加味し、目標達成のため具体的サービスの内容を記載したリハビリテーショ

- ン実施計画書を作成する。
- 2 個々の利用者に応じた計画を作成し、内容等について利用者及び家族に説明を行う。尚、すでに居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。
 - 3 通所リハビリテーション担当職員は、作成したリハビリテーション実施計画書を利用者に交付しなければならない。
 - 4 通所リハビリテーション担当職員は、各利用者のサービスの実施状況及び評価を各種書類に記載する。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第19条 施設は、入所者等の特性に鑑み消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処するための計画を立て、避難・救助・その他必要な訓練を定期的実施し万全を期さなければならない。防火管理規定及び避難・救助計画については別に定める。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第9章 その他運営に関する重要事項

(管理者等の責務)

第21条 施設管理者は、通所リハビリテーション担当職員に対して、必要な管理代行の指名を行う。また、管理代行職員は、規程を遵守するため指揮命令を行うことが出来る。

(衛生管理等)

第22条 施設は、利用者の使用する施設及び設備・食器又は、飲用に供する水等について、生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に医薬品・医療器具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 施設に於いて感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努める。

(掲 示)

第 2 3 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程・協力病院・勤務体制・利用料等の掲示を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 2 4 条 施設職員は、職員である期間及び勤務移動及び退職後も正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の個人情報を漏らしてはならない。

2 居宅介護支援事業者や他の施設・医療機関に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 2 5 条 施設は、居宅介護支援事業者又、その従業者に対し、利用者の紹介等の代償として金品及び財産上の利益を供与及び收受してはならない。

(苦情処理)

第 2 6 条 施設は、利用者及び家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講ずるよう努め、苦情内容等を記録する。

2 施設は、各機関及び国民健康保険団体連合会からの苦情・質問等の照会に応じ又苦情に関する調査等に協力し、指導・助言等を受けた場合、それに従って必要な改善及び報告を行う。

(記録の整理)

第 2 7 条 通所リハビリテーションの状況を適正に把握する為に次の書類を備え、又、その完結の日から 5 年間の保存を行う。

1 管理に関する記録

(1) 業務日誌

(2) 職員の勤務等に関する記録

2 通所リハビリテーション利用者及びサービス提供に関する記録

(1) 通所リハビリテーション開始時の経過記録

(2) リハビリテーション実施計画書及び評価に関する記録

(3) リハビリテーション指示書

(4) 通所リハビリテーション記録

(5) 利用者に関する市町村への通知記録

(6) 基準第 3 6 条第 2 項に基づく定期的苦情対策委員会記録

(7) 基準第 3 7 条第 2 項に基づく定期的事故対策委員会記録

附則 この規程は平成 1 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

この規程は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。(改定)

この規程は平成17年10月 1日から施行する。(改定)

この規程は平成17年11月 1日から施行する。(改定)

この規程は平成18年 1月 4日から施行する。(改定)

この規程は平成25年 4月22日から施行する。(改定)

この規定は平成30年12月 1日から施行する。(改定)

この規定は平成31年 3月15日から施行する。(改定)

この規定は令和 6年 3月22日から施行する。(改定)